

ー都税についてのお知らせー

～個人で事業を営む方へ～



個人事業税の申告期限は3月15日（金）です

| | |
|-----------------|--|
| 申告が必要な方 | 前年に事業主控除額を超える事業所得等のある個人事業主 ※ 所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出した方は、改めて事業税の申告書を提出する必要はありません。 ※ 事業を廃止した場合は、廃止の日から1か月以内（死亡による廃止の場合は4か月以内）に個人の事業税の申告をする必要があります。 |
| 申告期限 | 平成31年3月15日（金） |
| 申告先及び 問い合わせ先 | 立川都税事務所事業税課個人事業税班 TEL 042-523-3173 |